群馬県防災航空隊支援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、地震・台風・水火災及び事故等の災害の場合において、緊急の必要があるときは、市町村長及び消防長(以下「市町村長等」という。)が群馬県防災航空隊(以下「防災航空隊」という。)の支援出動を求める場合の必要な事項を定めるものとする。

(適用区域)

第2条 本協定は、市町村長等の求めに応じ、防災航空隊が支援出動した場合において、当該市町村長等の管轄区域についての み適用する。

(支援出動の要請)

- 第3条 この協定に基づく支援出動の要請は、災害発生地を管轄する市町村長等が、次のいずれかに該当し、群馬県防災へリコ プター(以下「防災へリ」という。)の運航が必要と認める場合に、群馬県知事(以下「知事」という。)に対して行うものとする。
- (1) 市町村等の消防力によっては、災害の防除又は軽減が困難と認められる場合
- (2) 災害が、隣接する市町村に拡大し、又は影響を与える恐れのある場合
- (3) 防災へりの運航により災害の予防・改善に相当の効果が期待できるものと認められる場合
- (4) その他救急搬送等緊急性があり、かつ、防災ヘリ以外に適切な手段がなく、防災ヘリによる活動が最も有効な場合 (支援出動の要請の方法)
- 第4条 支援出動の要請は、防災航空隊に電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。
- (1) 支援の種別
- (2) 災害発生(又は覚知)の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法
- (5) 場外離着陸場の場所及び地上支援体制
- (6) その他の必要事項

(防災航空隊の派遣)

- 第5条 知事は、前条の規定により支援出動の要請を受けたときは、災害発生現場の気象状況等を確認の上、防災航空隊を派遣 するものとする。
- 2 前条の規定による支援出動の要請に応じることができない場合は、知事は、その旨を速やかに市町村長等に回答するものとする。

(市町村長等と防災航空隊との連携)

第6条 前条第1項の規定により支援出動した場合の防災航空隊は、災害現場を管轄する市町村長等との相互に密接な連携の 下に行動するものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第7条 支援出動の要請に基づき防災航空隊員(消防本部派遣職員に限る)が消防活動に従事する場合には、非常事態発生地 の消防長から隊員を派遣している消防長に対し、消防相互応援協定(昭和50年12月8日付締結)第3条の規定に基づく応援 要請があったものとみなす。

(経費負担等)

第8条 この協定に基づく支援出動に要する派遣経費は、県が負担するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項は、県及び市町村長等が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成18年3月27日から実施する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、知事及び市町村等の長が記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成18年3月27日

群馬県 群馬県知事

安中市

安中市長